

## 《お知らせ》令和7年4月1日から利用規定を以下のとおり改定します。

### 「フリースペース利用について」

1. 目的 地域住民の交流やまちづくり活動・ひとづくり活動の推進を目的とします。
2. 利用内容 生涯学習活動，情報収集・交流活動，ボランティア活動，ミーティングや作業などに利用できます。  
ただし，政治，宗教，金銭の授受が伴うような活動，営利団体及び個人事業主など営利を伴う活動にはご利用いただけません。
3. 利用時間 コミュニティセンターが開館している日の，9時から21時までのうち，**2時間まで**利用ができます。  
他の利用者の迷惑になるような長時間の利用はお断りします。  
※コミュニティセンターの管理・運営上支障がある場合は，利用を制限または，利用をお断りすることがありますので，予めご了承ください。
4. 利用方法 利用される前に事務室で所定の手続きを行ってください。  
利用が終わりましたら，利用された机等を清掃し，事務室までお越してください。**※事前の予約は出来ません。当日申請のみとなります。**
5. 利用料金 **200円/1人**  
※「学生の学習利用」，「1時間程度の休憩」は『無料』とします。  
学生の学習利用時間に制限はありませんが，終了は20時迄とします。  
ただし，小・中学生は17時までとし，下校途中での利用はできません。  
**※駐車場を利用された場合，駐車料金は各自でご負担ください。（減免は行いません）**
6. その他 (1) 他の利用者の迷惑にならないよう，ルールとマナーを守って利用下さい。  
(2) 飲食は可能ですが，飲酒はできません。  
(3) 子どもコーナーの利用は可能です。  
(4) 机などを移動させた場合は，利用後，元の状態に戻してください。  
(5) ゴミは各自で持ち帰ってください。

以上

2025(令和7)年4月  
十日市自治連合会